

大分県立[ ]高等学校 PTA

会 長 [ ] 殿

大分県立[ ]高等学校

校 長 [ ] 殿

事務長 [ ] 殿

**「特別指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代および PTA 会費、体育文化振興会費の返還について」  
に対する回答について**

2014年1月30日に、予め提出しておきました「特別指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代および PTA 会費、体育文化振興会費の返還について」に対する回答を受領いたしました。全く素晴らしい内容です。

ご承知で思うと思いますが、民事訴訟法第百五十九条(自白の擬制)

「当事者が口頭弁論において相手方の主張した事実を争うことを明らかにしない場合には、その事実を自白したものとみなす。ただし、弁論の全趣旨により、その事実を争ったものと認めるべきときは、この限りでない。

2 相手方の主張した事実を知らない旨の陳述をした者は、その事実を争ったものと推定する。

3 第一項の規定は、当事者が口頭弁論の期日に出頭しない場合について準用する。ただし、その当事者が公示送達による呼出しを受けたものであるときは、この限りでない。」

と解釈するのが妥当だと考えております。

つまり、「特別指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代および PTA 会費、体育文化振興会費の返還について」において私が陳述した具体的な指摘に対して、あなた方3名は一切事実を争うことをされませんでしたので、すなわち私の主張した内容を『自白した』ものと見なせるということです。

あなた方は、高校村の中では回答を拒否していれば、いずれ時間が解決するとお考えのようですが、老婆心ながら、法廷ではそのような高校村の論理は通らぬことを承知していたほうが良いかもしれません。

つまり、あなた方は、PTA 会員を辞めた私に対して偽りの説明をしたばかりか、更に、大分県立[ ]高等学校に対する支払いではない費目を校長名で請求するという故意の詐欺文章を用いて、私に「特別指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代」を高校への納付義務のある費目であるという錯誤をおこさせ、私から金銭を詐取したということです。

また、24年度 PTA 加入手続きにおいて重大な瑕疵があり、加入手続きは無効であることが確認できました。

主犯は PTA 会長ですが、その徴収等を代行し、詐欺に協力した大分県立[ ]高等学校校長、教頭、事務長にも相応の責任があります。反省の意図があるのならば、速やかに返金に応じることをお勧めします。

2014年2月3日

〒87[ ] 大分県[ ]

近藤邦明 

TEL/FAX [ ]